

## 【 パブリックコメント実施要領 】

### 西部地域総合施設整備方針（素案）についての意見募集

#### 1 意見募集の対象

昭島市では、屋内プールを核とし、コミュニティ施設も併設した総合施設を拝島公園内に整備することから、整備方針を策定します。市では、整備方針の策定にあたり、「西部地域総合施設整備方針（素案）」について、広く市民の皆様のご意見を募集します。

#### 2 募集期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）午後5時まで（必着）

※郵送による場合は令和8年4月30日（木）の消印有効

#### 3 資料の入手方法

西部地域総合施設整備方針（素案）については、次の方法で入手・閲覧することができます。

##### (1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

<画面から操作した場合の流れ>

市公式ホームページ (<http://www.city.akishima.lg.jp>)

→市政情報→広聴→ご意見・お問い合わせ→パブリックコメント

→意見募集→西部地域総合施設整備方針（素案）についての意見募集



##### (2) 窓口での配布・閲覧

次の窓口で配布します。また、閲覧することも可能です。

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ◇市役所 3階企画部行政経営担当 | ◇環境コミュニケーションセンター     |
| ◇市役所 1階総合案内カウンター | ◇水道部                 |
| ◇イーストテラス・サブスリー   | ◇各市立会館               |
| ◇松原町コミュニティセンター   | ◇総合スポーツセンター          |
| ◇勤労商工市民センター      | ◇アキシマエンシス国際交流教養文化棟   |
| ◇各高齢者福祉センター      | ◇FOSTERホール（市民会館）・公民館 |
| ◇児童センター「ぱれっと」    |                      |

##### (3) 郵送での送付

郵送による送付を希望される方は、切手270円分を貼付した返信用封筒（A4サイズの冊子が入るものに、郵便番号、住所及び氏名（企業・団体の場合は名称）を明記）を同封のうえ、送付してください。

郵送先：〒196-8511 昭島市田中町1-17-1 昭島市役所企画部行政経営担当 宛

#### 4 意見の提出方法

次のいずれかの方法で意見書を提出してください。意見書の様式は、この要領の最後に添付してあります。（※添付した様式を直接使用しなくても、様式の内容を項目順にすべて記載していただければ、意見を提出する方が作成したものでかまいません。）なお、意見書の不備などにより意見書を提出いただいた方に連絡をする場合があります。意見の提出者の連絡先に関する事項「郵便番号、住所、氏名（企業・団体の場合は名称）、及び電話番号」を、明記していただきますようお願いいたします。

##### (1) 窓口に提出

意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、市役所3階企画部行政経営担当に直接お持ちください。

##### (2) 郵送

① 意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、封書で送付してください。なお、封筒に朱書きで「西部地域総合施設整備方針（素案）についての意見」と記載してください。

② 郵送先：〒196-8511 昭島市田中町1-17-1 昭島市役所企画部行政経営担当宛

##### (3) ファクシミリ

① 意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、送信してください。

② 送信先：ファクシミリ番号 042-546-5496

##### (4) 電子メール

① 意見書の様式に従い、テキスト形式で送信してください。URLへの直接リンクによる意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。なお、電子メールの件名は「西部地域総合施設整備方針（素案）についての意見」としてください。また、郵便番号、住所、氏名（企業・団体の場合は名称）、電話番号及び電子メールアドレスを必ず本文中に記載してください。

② 送信先：電子メールアドレス koukyoushisetsui@city.akishima.lg.jp

##### (5) 電子申請（LoGoフォーム）

フォームの項目に従い、入力してください。

入力先：フォーム名

「西部地域総合施設整備方針（素案）についての意見」

【URL】 <https://logoform.jp/form/Zue8/1493856>



## 5 注意事項

- (1) 意見書は、A4サイズで作成してください。
- (2) 意見書は、日本語で作成してください。
- (3) 提出いただいた意見については、郵便番号、住所、氏名（企業・団体の場合は名称）、電話番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
- (4) 募集期間内に到着しなかったもの及び次のいずれかに該当するものについては、無効とします。
  - ① 個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
  - ② 個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
  - ③ 個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
  - ④ 公序良俗に反するもの
  - ⑤ 営業活動等営利を目的としたもの
- (5) 提出いただきました意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

## 6 問い合わせ先

昭島市企画部行政経営担当 電話：042-544-5111 内線2376



